

保護者様

平成 29 年 9 月 15 日

横浜市立大鳥中学校  
校長 榮 修吾

## 風水害等の「警報」発令時及び大規模地震発生等における 生徒の安全確保について

本校では、「横浜市学校防災計画」に基づき、風水害等の「警報」発令時及び大規模地震発生等における生徒の安全確保について、次のような対応を取りますのでご協力お願いいたします。学校ホームページや生徒手帳に記載した内容もありますが、今後万が一の場合に備えて、あらためて災害発生時等の行動についてご家庭でも再確認してください。

### 1. 風水害等の「警報」発令に関わる対応

(1) 午前7時の時点で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」または「降灰予報」のいずれか1つでも発表継続中の場合、全市立学校は一斉休校となります。

- ・原則として、学校からの連絡は行いません。各家庭で安全に注意して過ごしてください。
- ・午前7時以降に「警報」が解除されても、その日は「休校」となります。
- ・部活動など諸活動も中止です。遠足、自然教室、修学旅行などの校外学習も、原則として延期または中止します。ただし、目的地に警報等が発令されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合は、学校の判断により実施する場合があります。

(2) 登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰警報」が発令された場合、生徒の安全確保を最優先に、学校の判断で状況に応じた措置を講じます。

- ・授業を繰り上げて一斉下校させるなど、予定を変更する措置をとる場合は、メール配信・学校ホームページで連絡します。

(3) 上記「警報」が発令されていない場合、原則として「登校」することになりますが、午前7時以降に上記「警報」発令が予測されたり、居住地によっては、土砂崩れや河川の氾濫等で登校が危険であることもあります。保護者の判断で登校時間を遅らせる等の措置をお取りください。その際、学校へ必ずご連絡ください。（「欠席」「遅刻」の扱いとはしません。）

(裏面あり)

## 2. 大規模地震発生等に関わる対応

### (1) 東海地震「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが発令された場合、

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、生徒を学校に留め置きます。保護者は学校に迎えにきてください。
- ② 通学中または在宅中に「注意情報」または「警戒宣言」が発令された場合は、それが解除されるまで休校となります。

### (2) 横浜市内のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合、

- ① 在校時は、授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで生徒を学校に留め置きます。保護者は学校に迎えにきてください。
- ② 在宅中は、当日及び翌日は、休校となります。学校再開は、メール配信・学校ホームページ・学校正門、通用門の貼紙でお知らせします。

### (3) 「津波警報」「大津波警報」が発令された場合、

- 授業を打ち切り、「本牧山頂公園」に避難します。その後警報が解除され、校舎等の安全が確認でき次第、学校に戻ります。校舎が使用できない状況の場合、山頂公園に留まります。
- 保護者は、ご自身が避難した上で、「警報」解除後に、避難場所（学校、または※山頂公園管理等付近）に迎えにきてください。迎えがあるまで生徒を預かります。  
※山頂公園での避難場所については、被害状況や地域住民等の避難状況により、移動することも考えられます。

### (4) 大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、上記同様に生徒を留め置き、保護者引き取りとします。

- ① JR根岸線、みなとみらい線、学区を通る市営バスが運休し、再開の見込みが立たない場合
- ② 学区域に停電や火災が広がっていて、帰宅させることが危険である場合

※ 原則として、避難状況や保護者引き取り依頼についての連絡は、「メール配信」「学校ホームページ」「学校門扉への掲示」で行います。被害状況によっては、これらが機能しなかったり、発信が遅れる場合も考えられます。

※ 災害発生時には、生徒の安否確認、校舎等の安全確保が最優先となります。そのため、保護者への『引き渡し』まで相当の時間を費やすこともあり得ますので、ご了解ください。  
なお、具体的な引き渡し方法（来校した保護者の動線含む）については、先日の訓練の反省を踏まえ、あらためてお知らせいたします。